

鳥取県内の対象業種に就職される学生・卒業生の

奨学金の返還を助成します！

琴浦町未来人材奨学金返還支援事業

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)と琴浦町未来人材奨学金返還支援事業(町助成金)を併用すると最大で全額助成されます

応募要件

就職前に鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)の認定を受ける必要があります

- ①奨学金の貸与を受けており、返還の予定か又は返還中の者
- ②鳥取県内の対象業種に正規雇用で就職すること
- ③琴浦町に定住すること

対象業種

- ①製造業
- ②情報通信業
- ③薬剤師の職域
- ④建設業
- ⑤建設コンサルタント業
- ⑥旅館・ホテル業
- ⑦民間の保育士・幼稚園教諭の職域
- ⑧農林水産業(法人等又は農林水産業協同組合)



助成金額

無利子の場合 貸与奨学金の総額 $\times 1/2$
(既卒者の場合は、返還残額 $\times 1/2$)
助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数 $\times 3$ 万円

有利子の場合 貸与奨学金の総額(利子を除く) $\times 1/4$
(既卒者の場合は、利子を除く返還残額 $\times 1/4$)
助成額の上限 当該奨学金の貸与を受けた月数 $\times 1.5$ 万円

対象 奨学金

- ・日本学生支援機構の奨学金(Ⅰ種、Ⅱ種)
- ・鳥取県育英奨学資金
- ・琴浦町林原育英奨学金 他

※鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)について、詳しくはホームページをご覧ください
鳥取県交流人口拡大本部 ふるさと人口政策課

<https://www.pref.tottori.lg.jp/251627.htm>



琴浦町未来人材奨学金返還支援事業についての問い合わせ先

琴浦町役場 商工観光課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2

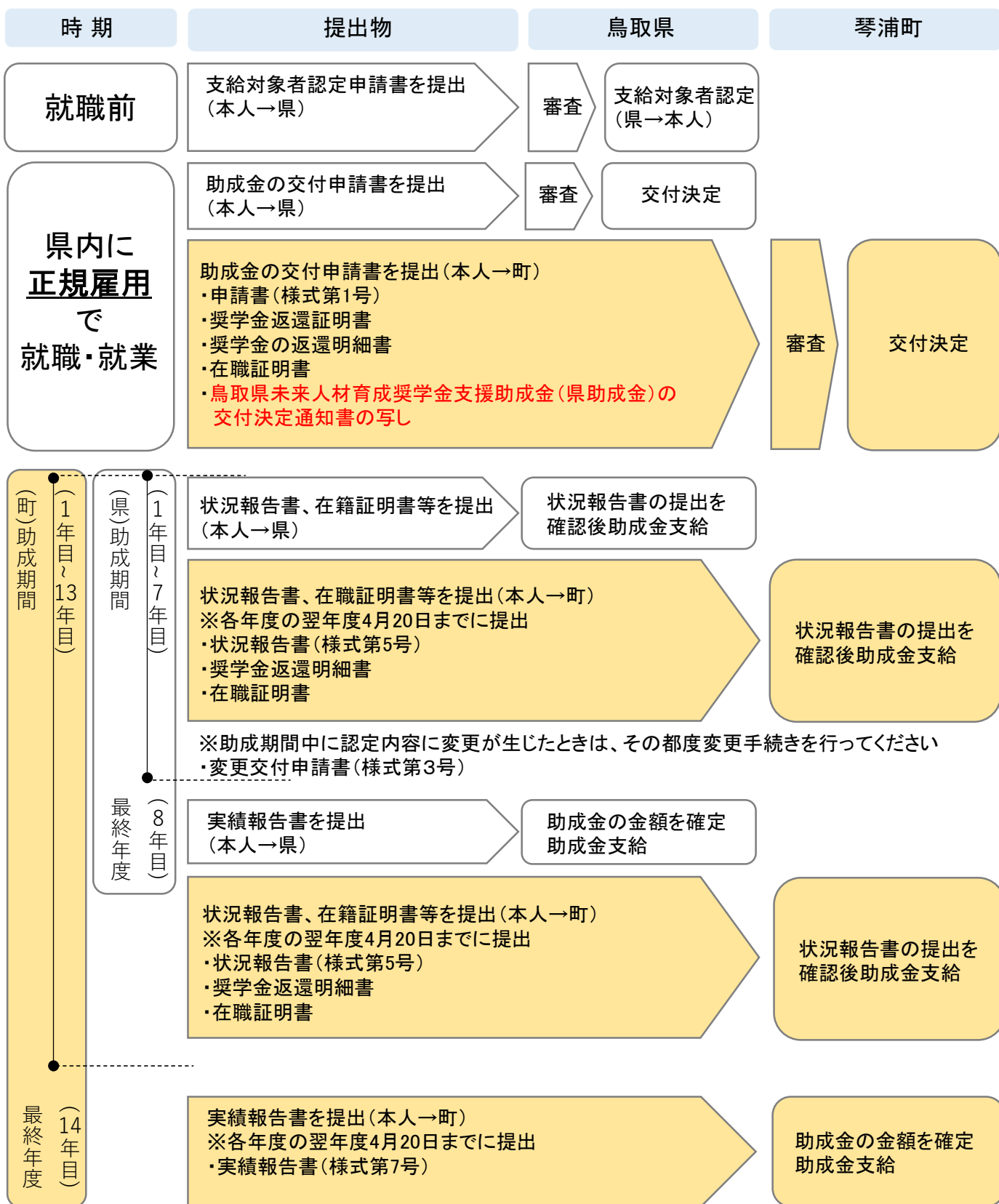
TEL:0858-52-1713 FAX:0858-52-1714

申請の流れ

鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金(県助成金)の交付決定を受けた後、琴浦町に申請が必要です

町ホームページに掲載しています交付要綱を必ずお読みください
申請書類等につきましては、琴浦町のホームページからダウンロードできます

<http://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2021032400031/>



※上記フロー図は参考です(申請者によって返還期間は異なります)

【Q&A】助成期間内に転職や県外転居した場合はどうなりますか？

⇒対象業種外の転職や県外転居は助成対象外となり、既に支給した助成金は原則返納対象となります

対象業種内の転職や一時的な県外転勤に限り引き続き助成を受けることができます(条件あり・詳細は問合せてください)